

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都学校保健審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都学校保健審議会条例（第84号）
設置年月日	昭和28年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	学校の保健管理の万全を期するため、教育委員会の諮問に応じ、保健衛生に関する事項につき審議して答申する。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	—
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	—
備考	—
HPのURL	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/about2.html
問い合わせ先	教育庁地域教育支援部義務教育課 電話番号：03-5320-6878 FAX番号：03-5388-1734